

議案第 27 号

松ヶ丘公園斎場の使用に係る事務の委託に関する規約の一部を改正する規約
について

松ヶ丘公園斎場の使用に係る事務の委託に関する規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議決を求める。

令和 2 年 3 月 10 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

高山市上宝町及び高山市奥飛騨温泉郷に住所を有する者等が死亡又は死産した場合、火葬のため松ヶ丘公園斎場を使用する場合の許可事務を高山市へ委託しているが、光明苑を使用する場合も同様の取扱いとするための改正

松ヶ丘公園斎場の使用に係る事務の委託に関する規約の一部を改正する規約

松ヶ丘公園斎場の使用に係る事務の委託に関する規約（平成24年飛騨市告示第48号）の一部を次のように改正する。

題名中「松ヶ丘公園斎場」を「火葬場」に改める。

第1条中「住民等が」の次に「光明苑又は」を加える。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

松ヶ丘公園斎場の使用に係る事務の委託に関する規約新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p data-bbox="322 316 994 347">松ヶ丘公園斎場の使用に係る事務の委託に関する規約</p> <p data-bbox="282 395 472 427">(委託する事務)</p> <p data-bbox="237 432 1093 536">第1条 飛騨市は、高山市の住民等が松ヶ丘公園斎場（以下「火葬場」という。）を使用する場合において、その許可に関する事務の管理及び執行を高山市に委託する。</p> <p data-bbox="248 584 365 616">以下 略</p>	<p data-bbox="1218 316 1890 347">火葬場 の使用に係る事務の委託に関する規約</p> <p data-bbox="1178 395 1368 427">(委託する事務)</p> <p data-bbox="1133 432 1989 536">第1条 飛騨市は、高山市の住民等が光明苑又は松ヶ丘公園斎場（以下「火葬場」という。）を使用する場合において、その許可に関する事務の管理及び執行を高山市に委託する。</p> <p data-bbox="1144 584 1261 616">以下 略</p>

松ヶ丘公園斎場の使用に係る事務の委託に関する規約の一部を改正する規約（案）要旨

1 改正の趣旨

高山市上宝町及び高山市奥飛騨温泉郷に住所を有する者等が死亡又は死産した場合、火葬のため松ヶ丘公園斎場を使用する場合の許可事務を高山市へ委託しているが、光明苑を使用する場合も同様の取扱いとするための改正

2 改正の内容

高山市上宝町及び高山市奥飛騨温泉郷に住所を有する者等が死亡又は死産により、火葬のため松ヶ丘公園斎場を使用する場合は、その許可事務を高山市へ委託しているため、高山市上宝支所で許可することが出来る。

近年、同市民が光明苑の使用を希望される事例があるが、光明苑の使用に関しては本規約の対象外であるため、飛騨市の窓口で許可事務を行う必要がある。

このことについて、高山市より同市民の利便性を向上したいとの要望を受けたため事務委託する対象施設を拡大するもの。 (題名及び第1条関係)

3 施行日 令和2年4月1日